

南部サイエンスパーク
Southern Taiwan Science Park Bureau
Ministry of Science and Technology

投資の手引き



目録

04	一. 南部サイエンスパークの優位性
05	一. 快適な生活環境
05	二. 立地環境と交通アクセス
05	三. 水・電力の安定供給
05	四. 環境への配慮
05	五. 優秀な人材と労働力
06	二. 投資奨励優遇措置
07	一. 税制上の優遇措置
07	二. 研究開発奨励策
07	三. 政府による出資
07	四. 産学連携による人材育成
07	五. 国内外の市場開拓支援
07	六. その他（地方政府による支援）
08	三. 南部サイエンスパークの管理部門組織構成
10	四. サイエンスパークでの会社設立の流れ
11	一. 科学工業企業の認定取得
13	二. 工場建設用地及び標準工場（貸工場）の賃借
14	三. 土壌汚染検査
15	四. 工場設立登記

17	五. 各種費用
18	一. 投資保証金
18	二. 土地及び標準工場の賃料
18	三. 管理費
18	四. 下水道使用料
19	五. 台南園區資源再生センター廃棄物撤去処理費
19	六. その他費用

20 六. よくあるご質問

29 附録

30 標準工場(貸工場) 及び自家建設工場に関する詳細

30	一. 標準工場
34	二. 自家建設工場に関する規定

住所 741-47 台湾台南市新市区南科3路22号
電話 +886-6-505-1001
FAX +886-6-505-0312
ホームページ <http://www.stsp.gov.tw>

注: 本手引きはあくまで参考資料であり、法令や手続、費用等に改訂があった場合は実際の改訂内容に従うものとします。

一. 南部サイエンスパークの優位性



一. 南部サイエンスパークの優位性

一. 快適な生活環境

南部サイエンスパーク内には、ビジネスホテル及び従業員宿舎のほか、PARK17ショッピングセンター、健康生活館、コミュニティセンターをはじめとする生活機能が充実しており、快適な生活環境を提供します。園区内で働く従業員の子女教育の不安解消のために、園区内に設立された国立南科国際実験高等学校は全国初のダイヤモンド級グリーン建築の称号を与えられた学校であり、高等部、中等部、初等部、バイリンガル部を含め、展望性及び国際観のある標的学校となっている。南科国際実験高等学校では、問題解決型授業により理数系を重視した教育が行われ、各教育の段階全てをカバーする総合学校です。

二. 立地環境と交通アクセ

台南園區は交通アクセスに優れ、充実した交通網を完備しています。付近には高速道路の国道1号線、3号線、及び8号線が通っています。台湾高速鉄道をご利用の際は高速鉄道台南駅で下車後、台湾鉄道沙崙支線に乗り換え、南科駅からパークまでの無料巡回バスをご利用できます。園区内の溜池公園や緑地及び生態保護区には全長64キロの自転車専用道路が走っており、専用のレーンや標識、地図などの整備を進めることによって、園区内での自転車の利用を奨励し、省エネと低炭素の緑のパークを実現しました。

高雄園區は、高雄国際空港と高雄港埠頭から車で40分、高雄市及び台南市の市街地から25分、高雄市の路竹、岡山区の中心地からは7分の位置にあります。高速道路をご利用の場合は国道1号線の高科インターチェンジが降り口となります。公共交通機関をご利用の場合、高雄捷運(MRT)の南岡山駅で下車あるいは台湾鉄道の路竹駅または岡山駅で下車後、バス、タクシーがご利用できます。今後、高雄MRTは路竹駅まで延長される計画があり、交通の便がより一層高まることを見込まれています。

三. 水・電力の安定供給

入居企業に十分な水量と電力を提供するために、台南園區においては一日に20万トンの水と152万kWの電力、高雄園區においては一日に9万トンの水と100万kWの電力を供給しています。水はすべて水道水で、双回路電力供給システムにより安定した電力が供給されています。

四. 環境への配慮

南部サイエンスパークには、汚水下水道システム及び汚水処理場と廃棄物処理施設(台南園區)が整備されています。台南園區と高雄園區はともに台湾政府内政部によるダイヤモンド級エコ・コミュニティー・グリーン建築の認証を受けており、2016年4月には、ダイヤモンド級の認定を受けた建築物が累計13棟に達し、ゴールド級認定の3棟、シルバー級認定の5棟を合わせ、ダイヤモンド級グリーン建築物の割合が最も高いサイエンスパークとなっています。また、南部園區にある資源再生センターはISO50001(エネルギーマネジメントシステム国際規格)を認証取得した台湾初の廃棄物処理施設であり、エネルギーの効率的な使用と温室効果ガスの削減に対する南部サイエンスパークの取り組みの成果を示しています。さらに、2015年には行政院環境保護署より「第24回中華民国企業環境保護シルバー賞」を受賞しましたが、これも環境保護管理の考え及びグリーン政策の持続発展の理念のもと、資源再生センターが様々な環境保護対策を押し進めていることを示すもので、台湾における廃棄物処理施設の持続可能な開発の先例となっています。環境への配慮を実現させるため、園区内では常に大気の状態、騒音レベル、および表流水の水質の定期観測を行っています。

五. 優秀な人材と労働力

台南市、高雄市に位置する南部サイエンスパーク近辺には、国立の成功大学、中正大学、中山大学、高雄大学、私立の高雄医学大学、南台科技大学をはじめとする国公立・私立の大学が50校以上点在しており、産学連携を通じた優秀な人材が確保できます。

二. 投資奨励優遇措置



二. 投資奨励優遇措置

一. 税制上の優遇措置

南部サイエンスパークは保税地域であるため、入居企業が自社利用目的の機械、設備、原材料、燃料、物資、半製品、サンプル品及び貿易に供する完成品を輸入する際、輸入税、貨物(物品)税、営業税は免除され、さらに関税法関連規定に従って通関手続きを行なう際にも、免税手続きや担保、記帳及び保証金の供託も不要となります。入居企業が製品あるいは労務サービスを輸出する場合、営業税率は0%とし、貨物(物品)税も免除となります。

二. 研究開発奨励策

南部サイエンスパーク管理局では、産学連携と人材育成計画の一貫として「南部バイオ技術医療器材産業クラスター発展計画」「南部サイエンスパークグリーンエネルギー及び低炭素産業推進計画」という研究開発支援プロジェクトに年間NT\$2億元超の助成金を投じています。製品及び技術の研究革新を促進するための研究開発支援プロジェクトには、年間NT\$2千萬元までの助成金提供されます。

三. 政府による出資

(一)投資家は以下の機関に対して、政府による出資を申請できます。

- ◎行政院国家發展基金管理会
住所 台北市中正区館前路49号7F
URL <http://www.df.gov.tw>
電話 +886-2-2389-0633 業務組/組長

(二)ベンチャー企業育成ボード(GISA)：創造性のある非上場中小企業の資金調達の間として、台湾証券グレート買センター(GTSM)に開設されたものです。GISAは資金調達の機会を与えるものですが、株式の公開取引の場ではなく、登

録企業の株式は台湾証券グレート買センターのGISAでのみ取引されます。南部サイエンスパーク管理局では、入居企業のために推薦状や必要書類を提供し、GISAへの登録申請を支援します。

- ◎台湾グレート買センター(GTSM)
住所 台北市中正区羅斯福路二段100号11F
URL <http://www.gretai.org.tw>
電話 +886-2-2366-8091

四. 産学連携による人材育成

産業界の発展の要求に応えるため、研究会や求職イベント等を数多く開催し、創業や求人及び資金調達、技術開発に関する入居企業の満足度向上を図ると同時に、パーク内で働く専門・技術スタッフの能力向上を支援し、イノベーションと研究開発の基地としての地位を確立しています。

五. 国内外の市場開拓支援

入居企業の全世界へ向けたビジネスを支援するため、聞き取り調査にもとづき、国内外の主要見本市への参加を希望する入居企業に対して補助を提供し、積極的なマーケティング展開および国内外市場の開拓を進めています。

六. その他（地方政府による支援）

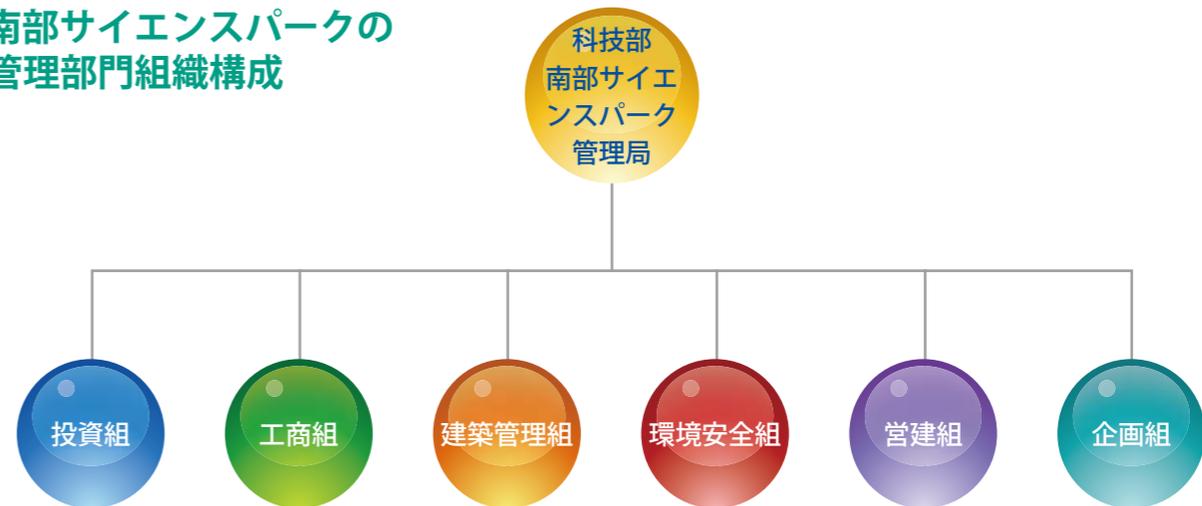
南部サイエンスパークのある地方政府も各種の優遇措置や研究開発補助金を通じて投資を支援しています。

- ◎台南市政府經濟發展局
URL <http://web1.tainan.gov.tw/investintainan/>
電話 +886-6-298-2810
FAX +886-6-298-2835
- ◎高雄市政府經濟發展局招商処
URL <http://invest.kcg.gov.tw/>
電話 +886-7-332-9468
FAX +886-7-536-0611

三. 南部サイエンスパークの 管理部門組織構成



三. 南部サイエンスパークの 管理部門組織構成



投資組一

投資誘致、外国人及び華僑による投資申請、PR活動、海外のサイエンスパーク及び関連組織との交流提携、産官学連携及び研究開発計画の支援等

工商組一

新規事業立ち上げ支援及び商工サービス業の進出促進、商業登記、減免税証明の発行、輸出入許可証の発行、原産地証明書及びECFA(两岸経済協力枠組協議)に基づく産地証明書の発給、ハイテク製品の管理、保税措置、通関自動化業務及び管理費の徴収等。

建築管理組一

園区内総合発展計画の策定、園区都市・地域計画の策定、土地使用及び建築の管理、用地取得、工場及び宿舍の賃借、公有建築物及び景観地の建造設置、標準工場(貸工場)と宿舍の建設及び維持等。

環境安全組一

労使関連法規、労使問題の調停、労働者安全衛生、労働基準検査、環境保全業務の策定・管理、環境監視測定、環境測定分析、大気汚染物質排出抑制等。

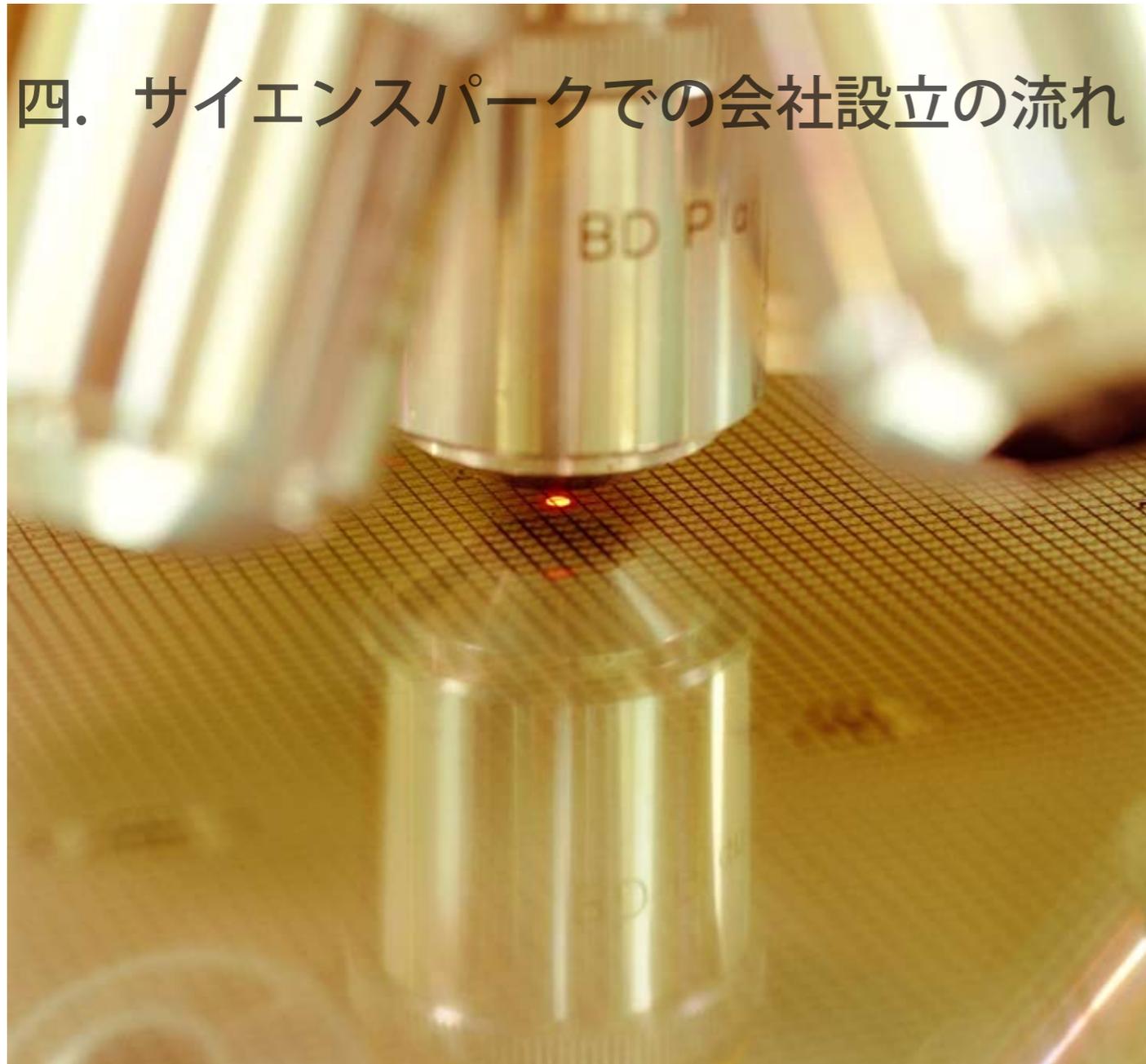
營建組一

用地開発、園区公共施設・公共用駐車場・景観地の建築設置、公園・緑の景観地での植樹と維持管理、臨時のポスターやバナーの審査と管理、掘削工事の審査と管理、交通規制及び管理、水道水と電力の供給に関する計画と調整等。

企画組一

園区発展計画の推進、園区事業計画の実施、経営革新及びサービスの質の向上、管理部門における研究開発計画の推進、運営費の概算要求及び財務管理、法規・契約・訴訟などの法務相談等。

四. サイエンスパークでの会社設立の流れ



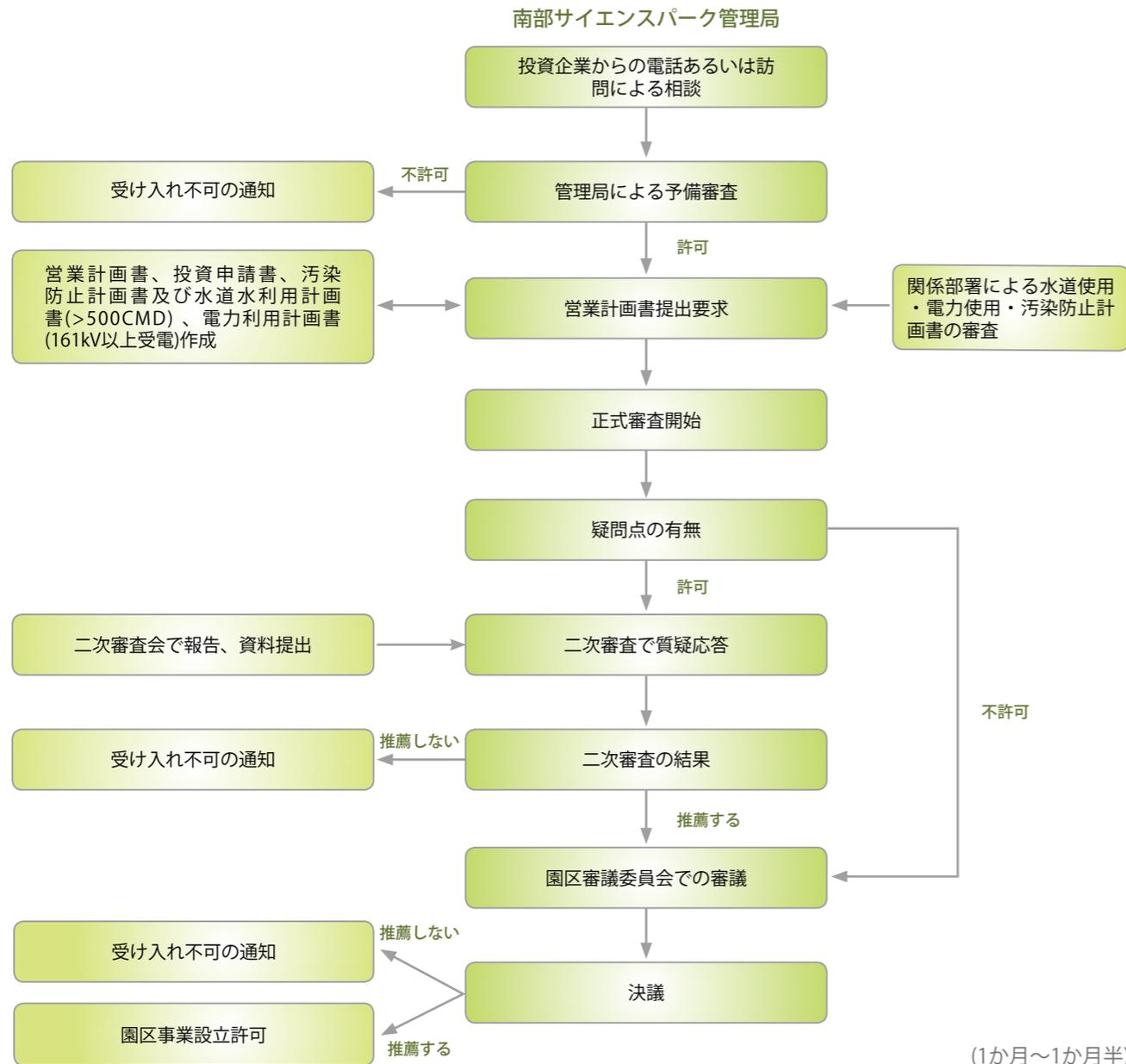
四. サイエンスパークでの会社設立の流れ

一. 科学工業企業の認定取得(担当部署：投資組)

科学工業企業の認定を取得するには、台湾の会社法により組織された株式会社またはその支社、あるいは我が国の株式会社に相当すると認められた外国企業の台湾支社で、その事業計画が我が国の工業の発展に資するものであり、国内の科学技術スタッフを多く雇用あるいは養成し、研究開発への支出が売り上げの一定割合以上に達し、相応の研究実験機器や設備を有し、公害の発生の恐れのない事業所を設置する企業であることが必要となります。南部サイエンスパークで優先的に投資を誘致している科学工業企業を業種別に示すと、集積回路、精密機械、オプトエレクトロニクス、バイオテクノロジー、コンピューター及びその周辺機器となっています。

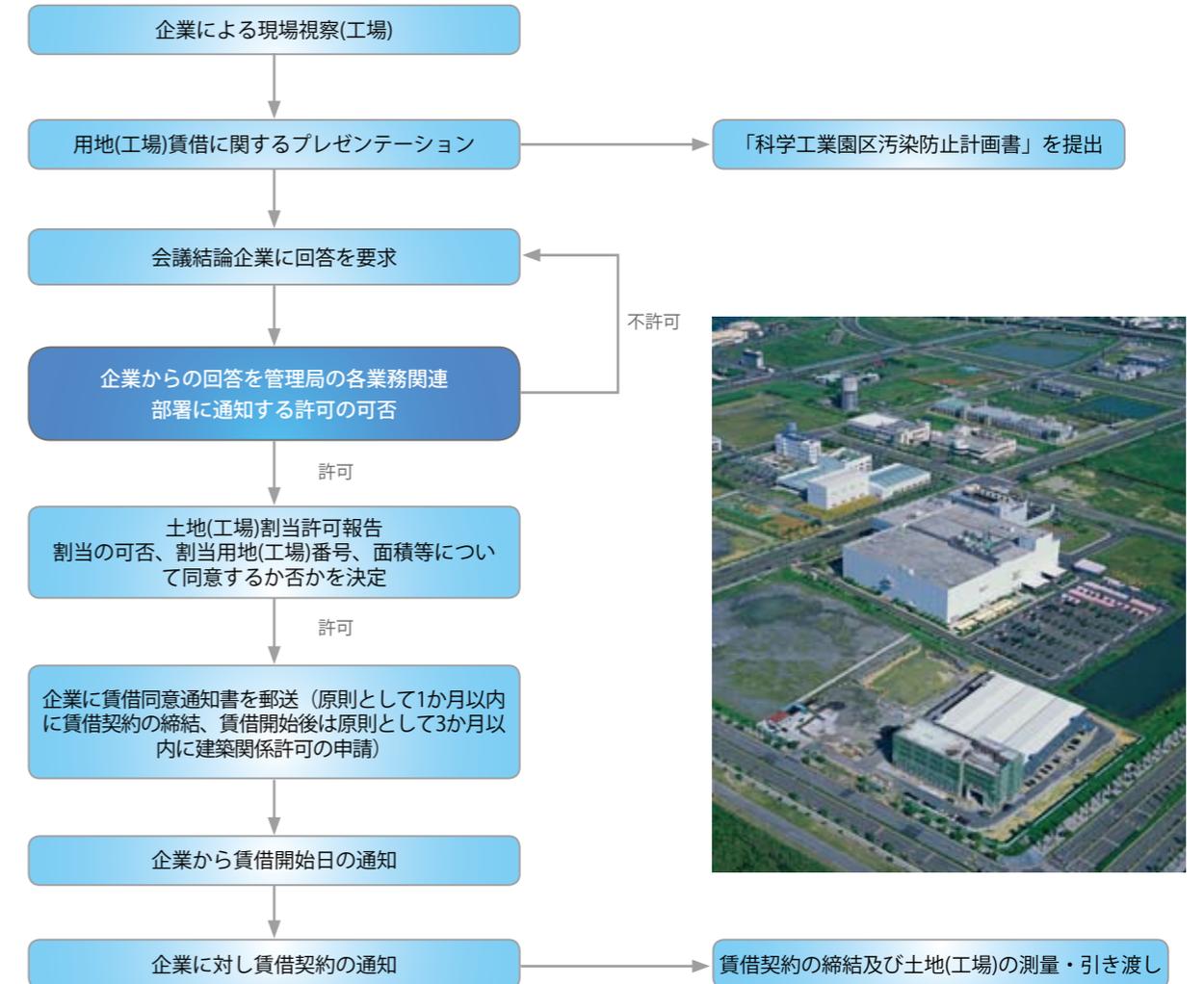


申請書等は管理局ホームページでダウンロードできます。www.stsp.gov.tw



二. 工場建設用地及び標準工場(貸工場)の賃借(担当部署：建築管理組)

申請書等は管理局ホームページでダウンロードできます。www.stsp.gov.tw

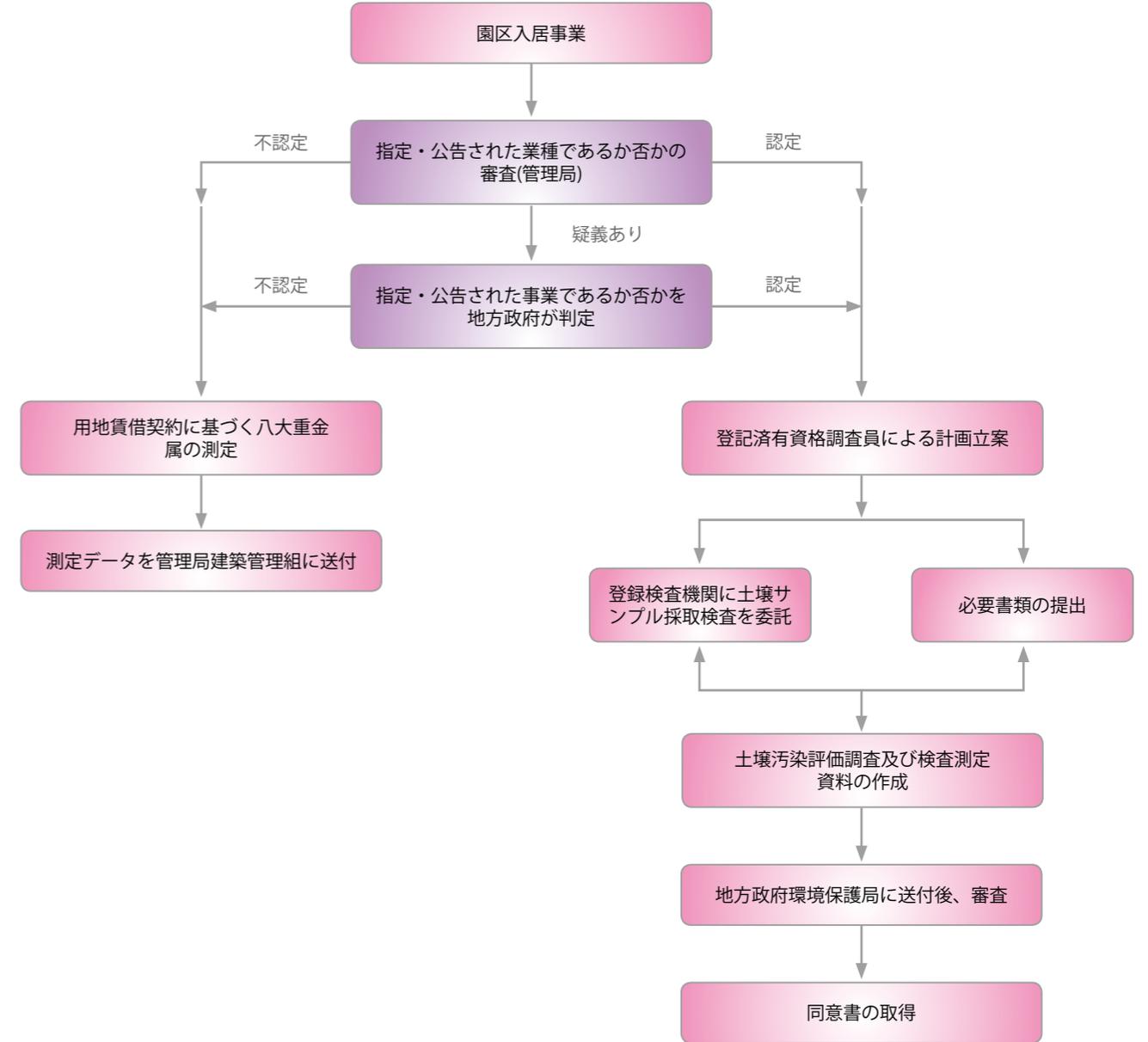


手続きに要する時間：約1か月(実際の状況により異なる)

三. 土壌汚染検査 (担当部署: 環境安全組)

行政院環境保護署法規「土壤及び地下水汚染浄化法」第九条の第一項で指定・公告されている業種に属する場合は、用地の土壌汚染評価調査及び検査測定データを地方政府環境保護局に提出して参考に供することになっています。

申請書等は管理局ホームページでダウンロードできます。www.stsp.gov.tw

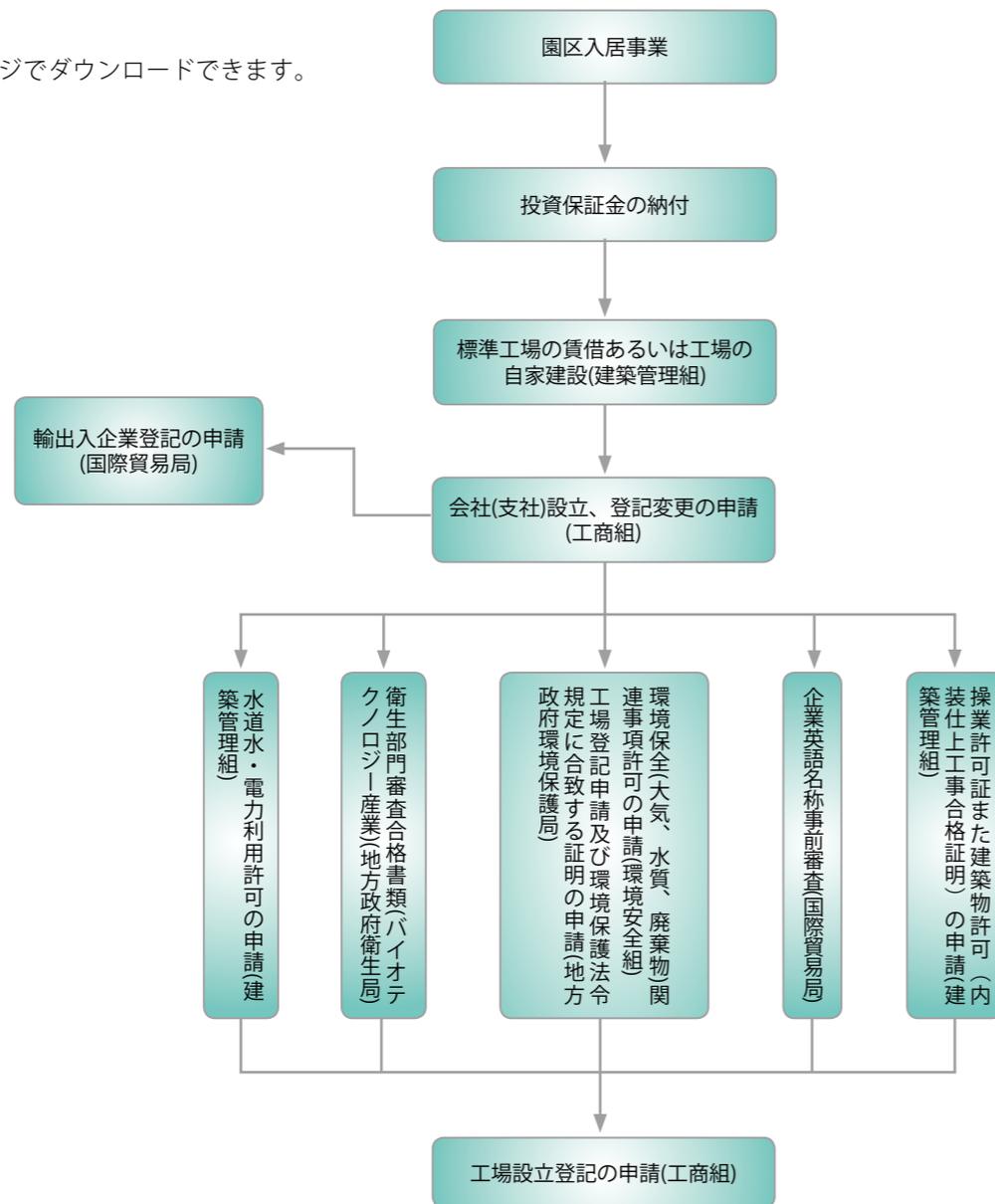


手続きに要する時間: 約3か月 (実際の状況により異なる)

四. 工場設立登記(担当部署：工商組)

申請書等は管理局ホームページでダウンロードできます。

www.stsp.gov.tw



五. 各種費用



四. 各種費用

一. 投資保証金

科学工業企業として入居を許可された後、投資申請者は受けた投資額の0.3%に相当する金額を保証金として納付しなければなりません。この投資保証金は、投資計画完了時に無利子で返還されます。

二. 土地及び標準工場の賃料(賃料の算定基準2016年に設定されました。改定は三年に一度で、下記賃料には別途5%の営業税が加算されます。)

(一)土地

1. 台南園區：1平方メートルあたりNT\$29.38元/月
2. 高雄園區：1平方メートルあたりNT\$19.18元/月

(二)標準工場

1. 台南園區：第一期から第五期まで異なる時期(フェーズ)に建設された貸工場を擁しており、そのうち第四期の工場群は天井の高いものとなっています。賃料は建設フェーズ、階数、建設費によって異なり、1平方メートルあたりNT\$94元からNT\$142元までとなっています。
2. 高雄園區：工場は第一期から第二期まで建設されており、賃料は1平方メートルあたりNT\$91元からNT\$120元までとなっています。詳細については附録1をご参照ください。

三. 管理費

管理局では、園区内の環境と安全を維持し、公共施設を管理・運営するために、法に従って園区入居事業から以下のように管理費を徴収します：

園区入居事業が賃借している土地または工場の面積に応じて支払う管理費の基本費用を計算し、土地と工場を同時に賃借している場合は、より多い方の金額を以て支払うこととします。管理局が入居を許可し、会社設立登記を終えた園区入居事業は、その営業収益の0.19%が前述の基本費用

を超える場合、営業収益の0.19%を以て管理費とします。また、管理局が入居を許可し、会社設立登記を終えた園区入居事業は、管轄当局にて営業登記をした日の翌月1日から管理費の徴収を開始します。管轄当局にて営業登記が認められていない場合は、会社登記後満一年を経た翌月の1日からの徴収となります。管理費は二か月分を一期として隔月徴収し、毎期の20日までに管理局で直接支払うか指定の銀行で納めることとなります。

四. 下水道使用料

園区内の水質汚染防止及び汚水処理システムの維持管理のため、「南部サイエンスパーク台南園區及び高雄園區の汚水下水道の許容基準及び料金基準」により下水道使用料を徴収します。使用料は、排出する廃水の水量と排出量に応じて徴収され、徴収項目と単価は以下のようになっています。

徴収項目	単位	料金単価 (NT\$元)
水量	立方メートル	8.6
化学的酸素要求量(COD)	キログラム	26.7
浮遊物質(SS)	キログラム	38.4
アンモニア態窒素(NH ₄ -N)	キログラム	48.5
単一費用率	立方メートル	18

特定物質徴収項目及び単価は次のとおりです。

徴収項目	単位	料金単価 (NT\$元)
テトラメチルアンモニウムヒドロキシド	キログラム	1,000
フッ化物	キログラム	2,000
鉛、ニッケル、銅	キログラム	625
総クロム、ヒ素	キログラム	1,250
カドミウム、シアン化物	キログラム	6,250
総水銀	キログラム	31,250
インジウム、モリブデン、ガリウム	キログラム	3,000
全毒性有機化合物(TTO)	キログラム	1,000
硝酸性窒素	キログラム	1,000

五. 台南園區資源再生センター廃棄物撤去処理費

台南園區内の廃棄物を適切に処理するため、「南部サイエンスパーク管理局の台南園區における廃棄物撤去処理作業の要点」により、廃棄物撤去処理費が徴収されます。処理費は廃棄物の種類と重さに応じて徴収されますが、徴収の対象となる項目及び単価については、台南園區資源再生センターの「園区内廃棄物管理情報プラットフォーム」(<http://www.stsipa-rrc.com.tw>)をご参照ください。

六. その他費用

(一)宿舎

管理局では園区入居事業及びその従業員が賃借できる宿舎を提供しています。

1. 台南園區(料金/月)

管理職用	NT\$22,153~23,323元/室
家族用	NT\$10,746~15,781元/室
単身者用(二人室)	NT\$3,419~5,987元/室
単身者用(一人室)	NT\$3,296~6,312元/室
家族用(スイート)	NT\$9,422~11,442元/室

2. 高雄園區(料金/月)

管理職用	NT\$24,831元/室/月
家族用(2階~7階)	NT\$15,078元/室/月
家族用(8階~12階)	NT\$14,184元/室/月
単身者用	NT\$5,103元/室/月

3. 申請方法(台南及び高雄園區)

1. ネット上の「廠商E網通系統」を通して申請(会社を通じた申請のみ可)
2. 宿舎及び家電機器の賃借等はネットでの申請となります。希望する場合は所属の会社を通して、本管理局のホームページにある「e化作業」の「廠商專區」から申請してください。
3. 「廠商E網通系統」のユーザー名とパスワードの申請、及びログイン等に関してご質問がある場合は、本管理局の担当部署(資訊服務台)まで電話でお尋ねください。

い。(電話番号：06-505-1001 内線5566)

(二)登記及び各種許可証発行

1. 会社登記/変更登記料、工場設立/変更登記料等経済部の規
定に従います。(園区内外で同様の規定が適用されます)
2. 建築関係許可証および操業許可証手数料内政部の規定に従
います。(園区内外で同様の規定が適用されます)
3. その他の登記及び許可証については、各担当部署または
管理局のホームページ (www.stsp.gov.tw) をご参照くだ
さい。

(三)電気料金及び水道料金

電気料金：1使用度数あたりNT\$約2~3元(台湾電力の規定により計算)
水道料金：1使用度数あたりNT\$約7~11元(台湾自来水公司の規定により計算)
農業用水の転用：台南園區の工業用水の総量が13万CMDを超えた場合、台南園區の入居事業は、1使用度数あたりNT\$約6.75~10.5元(状況に応じて定める)で農業用水を工業用水へ転用することとします。





六. よくあるご質問

六. よくあるご質問

1. 外資企業の投資事業認可に関して

Q1.1 南部サイエンスパークに投資申請するには、新会社を設立する必要があるか。

Ans 南部サイエンスパークへの投資申請には、台湾の会社法により組織された株式会社またはその支社、あるいは我が国の株式会社に相当すると認められた外国企業の台湾支社であることが必要となります。また、申請は台湾国籍を有する自然人に限られ、科学工業企業の認定取得後、6か月以内に株式会社または子会社設立の登記を行わなければなりません。

Q1.2 外資系企業は外国人による投資を申請する必要があるか。

Ans 企業に外国資本が入っている場合(外資系企業または外国人による投資の場合)でも、科学工業企業の認定を受ける際には外国人による投資を申請する必要はなく、会社設立登記をする前に申請をすれば結構です。ただし、将来的に台湾国内外への送金を円滑に実施できるように、「外国人投資条例」の規定に従って、外国人による投資を申請していただけます。

Q1.3 一企業が登記の範囲を超える営業内容に投資することができるか。その際は新たに別会社を設立する必要があるか。

Ans 必要に応じて営業項目を拡大できます。審査通過後に変更登記をすれば、新会社を設立する必要はありません。

Q1.4 南部サイエンスパークと台湾のその他の一般工業区とでは、申請方法に違いがあるか。

Ans 異なります。南部サイエンスパークでは、企業は事前に運営計画などの申請資料を提出する必要があり、当サイエンスパークの審査委員会の審査に通った企業のみが科学工業企業の認定取得後に園区内に工場を設立することができます。

Q1.5 投資申請をする際に必要な書類は何か。

Ans 投資申請書、運営計画書、汚染防止計画書、水道水利用計画書(500m³/日以上)及び電力利用計画書(161KV以上)がそれぞれ原本1部、写し11部必要となります。

Q1.6 投資申請をしてから営業許可が下りるまではどのような流れになっていて、どのくらい時間がかかるか。例えば、申請書作成及び会社設立申請、許可等。

Ans 投資申請の受理後、審査には約1か月の時間を要します。科学工業企業の認定取得後、6か月以内に株式会社または子会社の登記を行わなければなりません。株主総会または取締役会における会社の設立・移転の決定後、15日以内に書類を提出していただけます。書類に不備がなければ、書類受理後7日以内に会社設立を許可する書類が発送されます。工場建設準備の際には、用地(工場)賃借プレゼンテーション、賃借契約の締結、建築許可の取得が必要となります。工場完成後には、環境保全関連事項許可、建築物許可、水道水・電力利用許可を取得し、設備の設置完了後に工場設立許可を申請していただけます。工場設立登記の審査は書類に不備がなければ約7日を要し、登記完了後直ちに量産を開始することができます。

Q1.7 南部サイエンスパークに投資する場合、投資金額が企業の資本金に占める割合に何らかの制限があるか。

Ans 資本金に対する比率制限はありませんが、投資金額と規模は合理的なものであることが求められます。投資案の審査評価段階では、事業運営計画が資本総額から見て適切であるかどうかが考慮されます。必要な場合は、融資による資金調達をしていただけます。

Q1.8 入居許可を取得した企業が納める投資保証金はいくらか。また返還方法はどのようなものか。

Ans 1.事業の運営が投資計画どおりに進められるよう、管理局では入居が許可された企業から、投資金または支社の運転資金の総額の0.3%を投資資本金として納めていただけます。そのほか、会社登記一年未満に増資を申請した場合も、増資金額の0.3%が保証金として課されます。上述の保証金は、企業の投資計画事業が終了後、管理局より無利子で返還されます。



2.投資保証金返還の申請条件：

- (1)投資計画事業が終了した企業
- (2)本社または支社の設立登記手続きを行なっておらず、まだパーク内に土地や工場を借りていない企業。(手続きには約14日を要します)

Q1.9 南部サイエンスパークでは特定の産業に対して優先的に投資を誘致しているか。

Ans 誘致産業は、集積回路、精密機械、オプトエレクトロニクス、情報通信、バイオテクノロジー、コンピューター及びその周辺機器となっています。現在、南部サイエンスパークでは「南部バイオ技術医療器材産業クラスター発展計画」及び「南部サイエンスパークグリーンエネルギー低炭素産業推進計画」を実施しており、バイオ技術・医療器材産業及び低炭素・グリーンエネルギー産業の誘致を積極的に進めています。

Q1.10 外資系企業と台湾企業との合併会社は可能か。または合併会社では園区への入居はできないのか。

Ans 外国人投資家が園区内事業の株式を100%所有することも可能ですし、また台湾政府または台湾企業と共同出資による合併事業も可能です。

Q1.11 伝統的製造業でも園区に入居できるか。
Ans 企業が投資計画を申請する場合、その事業が台湾の工業の発展に資するものであり、台湾国内の科学技術スタッフを多く雇用あるいは養成し、研究開発への支出が売り上げの一定割合以上に達し、相応の研究実験機器や設備を有し、公害の発生の恐れがないなど、特定の要件を満たすことが求められます。(詳細は「科学工業園区設置管理条例」第三条の規定による)

2. 工場建設着工までの過程に

Q2.1 園区内での工場建設の条件は何か。

Ans 企業が投資計画を申請する場合、その事業が我が国の工業の発展に資するものであり、国内の科学技術スタッフを多く雇用あるいは養成し、研究開発への支出が売り上げの一定割合以上に達し、相応の研究実験機器や設備を有し、公害の発生の恐れがないなど、特定の要件を満たすことが求められます。誘致産業：集積回路、精密機械、オプトエレクトロニクス、情報通信、バイオテクノロジー、コンピューター及びその周辺機器。

Q2.2 工場建設に関してどのような規制があるか。

Ans 政部の建築法規及び管理局の土地使用分区管制規定に従います。

Q2.3 工場の建蔽率、容積率等の規制について知りたい。

Ans 台南園区：建蔽率50%、容積率200%
高雄園区：建蔽率60%、容積率240%

Q2.4 工場建設にあたり事前に支払いをする必要があるか。その場合、金額はいくらか。

Ans 工場建設前の振込金額に関しては特に規定はなく、各企業の工場建設資金計画に従って建設を進めていただきます。

Q2.5 工場の事務所が完成するまで、臨時の事務所を提供してもらえるか。

Ans 管理局では無料の仮事務所の提供はしていません。

事務所を自家建設するか、貸事務所を賃借していただくことになります。

3. 土地に関して

Q3.1 土地取得の方法は？どのぐらいの時間が必要か。

Ans 園区内の土地は購入できず、賃借のみとなります。借地に関するプレゼンテーションから土地賃借契約の締結まで、早い場合で2~3週間を要します。

Q3.2 賃借契約締結後の土地開発期限は？

Ans 土地の賃借契約締結後3か月以内に建築許可申請を提出し、建築許可が下りてから6か月以内に着工しなければなりません。期間内に着工できない相当の理由があると認められた場合、最大3か月の期間延長が1度まで認められます。

Q3.3 工場建設用にリースされる土地はどのような性質のものか。

Ans 科学工業発展のために使用される事業専用土地または工業用地となります。

Q3.4 園区内の土地の賃貸料と賃貸期間はどのくらいか。契約期間内に更新手続きは必要か。賃貸料はどれくらいの頻度で変更されるか。

Ans 現在、台南園区の土地賃貸料は毎月1㎡あたりNT\$29.38元(税金分含まず)、高雄園区では毎月1㎡あたりNT\$19.18元(税金分含まず)となっており、それに5%の営業税が加算されます。土地賃貸の契約期間は20年で、契約期間終了前に契約更新について通知されます。期間満了前に契約を解除する場合は、1か月前までに園区側に通知するものとします。土地賃貸料は公示された地価及び公共施設建設資金供出額の算定公式に基づいて3年ごとに調整されます。

Q3.5 借地許可が下りた後、土地賃貸料はいつから支払うか。賃貸料は借地契約の締結時から起算するものとします。

Q3.6 賃貸料以外に必要な費用にはどのようなものがあるか。土地登記及び証明書費用、汚水下水道使用料、廃棄

物撤去処理費用(実際の使用状況による)、電気代、水道代、管理費などが必要となります。(本手引き第5章の関連ページをご参照ください。)

Q3.7 土地使用許可が下りた後、土地賃貸契約締結までの期間がかかるか。

Ans 借地に関するプレゼンテーションから賃貸契約締結まで、早い場合で2~3週間を要します。

Q3.8 工場建設前に地質の先行調査を行うことは可能か。可能な場合、いつ調査が行えるか。

Ans 借地に関するプレゼンテーションの後、管理局の同意のもとで地質先行調査を行うことができます。

Q3.9 地質調査で問題点が見つかった場合の解決方法は？

Ans 地質調査の結果、土壌汚染等が確認された場合は、管理局(担当部署：環境保全組)に通知をお願いしています。

Q3.10 入居企業は土地面積の測量に立ち会うことができるか。

Ans できます。

Q3.11 入居企業が自ら整地することができるか。整地に関する業務はどの部署の担当か。

Ans 入居企業は自ら整地をすることができます。窪地等によって土が不足している場合は、土を平らにした際に道路の縁石の高さになるまで管理局が土を提供します。

Q3.12 いわゆる「基地」とは何を指すか。

Ans 「基地」とは、企業が工業用地として賃借している土地全体を指します。

Q3.13 工場建設の際、文化遺跡が見つかったらどうするか。

Ans 1.現在台南園区において文化遺跡が発見されており、全て事業専用区またはその他の公共施設用地で見ついています。既に文化遺跡が発見されている土地に関しては、土地賃貸契約の際に管理局が当該企業にその旨を告知し、後退または隅切りの緑地として文化遺跡を保存するようにしていただきます。また当該土地部分は空地に指定され、建築物の配置を調整することによ

って遺跡層の現状保存を図ります。
2.工場建設段階で遺跡と考えられるものが新たに発見された場合は、法律によって建設工事は中止となります。管理局による調査が行われ、文化遺跡の保全が必要であると判断された場合、管理局は文化資産保存法に従って関係機関に発掘及び保全計画を提出し、文化遺跡の発掘及び保全完了後に土地使用权を企業に返還します。

4. 水の利用に関して

Q4.1 園区内ではどのような水が供給されているか。

Ans すべて水道水です。

Q4.2 水道水の水温と水質は？

Ans 水温は常温で、水質は飲料水としての水質基準を満たしています。

Q4.3 水道水の供給量及び使用料は？

Ans 水道水の供給量は、台南園區で1日に20万トン、高雄園區で1日に9万トンまでとなっていて、水道料金は1使用度数あたり約NT\$7~12元（台湾自来水会社の規定による）です。

Q4.4 工業用水回収率の規定は？

Ans 園区内の工業用水回収率を75%としています。半導体産業及びオプトエレクトロニクス産業関連の工場における回収率は85%以上とし、全工場の回収率を75%以上、工業排水排出率は70%以下としています。

Q4.5 工場にある貯水槽の容量は？

Ans 貯水槽の有効容量は稼働率100%で3日以上分の貯水量となっています。

5. 汚水処理に関して

Q5.1 園区内の汚水処理量及び使用料は？

Ans 水処理量は、台南園區で1日に13万トン、高雄園區で1日に4万5千トンまでとなっています。園区内の水質汚染

防止及び汚水処理システムの維持管理のため、「科学工業園区汚水処理及び汚水下水道使用管理法」により汚水下水道使用料を徴収します。使用料は、排出する廃水の水質と排出量に応じて徴収され、徴収項目と単価は以下の通りです。

排水量：1m³あたりNT\$8.6元

化学的酸素要求量(COD)：1kgあたりNT\$26.7元

浮遊物質量：1kgあたりNT\$38.4元

アンモニア態窒素：1kgあたりNT\$48.5元

単一使用料金：1m³あたりNT\$18元

その他の特定物質に対する徴収料金は「南部サイエンスパーク台南園區及び高雄園區の汚水下水道の許容基準及び料金基準」を参照のこと。

Q5.2 入居企業が自ら汚水処理設備を導入しなければならないか。

Ans 園区には汚水下水道システム及び汚水処理場が設置されていますが、下水道に排出される廃水は一定の基準を満たしていなければなりません。廃水がこの基準を満たさない場合は、入居企業に前処理設備を設置していただきます。

6. 電力の使用に関して

Q6.1 園区内の電力供給量及び使用料は？

Ans 電力の最大供給量は、台南園區で152万kW、高雄園區で100万kWとなっています。電気料金は、1使用度数(1,000W/時間)あたりNT\$約2~3元で、台湾電力会社の基準に基づき、使用量と使用時間帯によって計算されます。

Q6.2 園区内の電圧、周波数及び電圧変動は？

Ans 電圧：161kV、22.8kV、380/220V
周波数：60Hz。電圧変動：±10%

Q6.3 園区内での停電やブレーカー作動の頻度はどれくらいか。

Ans 2010年から2014年までの期間に園区内の電圧測定所で発生したSEMI曲線C区の瞬時電圧低下件数を見ると、台南園區では年間平均2.8回、高雄園區では年間平均

0.8回となっています。2014年における顧客1軒あたりの年停電時間(SAIDI)及び年停電回数(SAIFI)はともに0となっています。

Q6.4 園区内の電力供給は安定しているか。

Ans 園区内では、双回路電力供給システムにより安定した電力が供給されており、理由なく停電になることはありません。

7. 従業員の福利厚生に関して

Q7.1 園区に入居後、企業はどのような方法で求人できるか。

Ans 入居企業は自ら求人を行う以外に、労働部の労働力発展就業センターに仲介を依頼することができます。台湾人の雇用については特に制限はありませんが、外国人の雇用に際しては申請が必要となります。

Q7.2 外国人専門職(ホワイトカラー職)の募集には規定や制限があるか。

Ans 南部サイエンスパーク管理局では、労働部の委託を受け、専門職外国人労働者の招聘許可審査を行っています。詳細については、管理局のホームページをご覧ください。

ださい。(担当部署：環境安全組)

Q7.3 園区では優秀な通訳や技術者に関する情報を提供してくれるか。

Ans 入居企業は自ら求人を行う以外には、労働部の労働力発展就業センターに仲介を依頼することができます。

Q7.4 園区内の従業員に対する福利厚生及び手当について規定があるか。

Ans 各社の規定に従うものとします。

Q7.5 給与はどのような方法で支給されるべきか。

Ans 各社で独自に支給するか、金融機関に給与の振込を依頼することもできます。

Q7.6 厚生年金、退職金及び保険金などに関する規定があるか。

Ans 台湾の労働保険、健康保険、労働者退職金条例などの規定に従います。

Q7.7 総労働時間や残業を制限する規定があるか。また、園区内従業員の夜勤、当番制出勤、休日出勤(連続勤務)は可能か。

Ans 台湾の労働基準法に従います。



Q7. 8 園区内に医療機関があるか。
Ans 園区内に南部サイエンスパーク連合クリニックがあるほか、台南園区周辺には奇美医院、国立成功大学医学院付属医院、台南市立安南医院、衛生福利部台南医院などの医療機関があります。

Q7. 9 園区内従業員の雇用期間及び雇用形態に関する規定があるか。
Ans 台湾の労働基準法に従います。

Q7. 10 園区内従業員のための退職金制度があるか。
Ans 台湾の労働基準法及び労働者退職金条例の規定に従います。

Q7. 11 入居企業は従業員のために、食堂や宿舍などの福利厚生施設を提供する義務があるか。

Ans 食堂や宿舍などを設置するかどうかは、従業員の要望に合わせて各企業が決めます。園区内には従業員用宿舍のほか、ショッピングセンター、学校及び託児所、銀行、郵便局、クリニック、スポーツジム、室外運動施設、プールなどの施設が充実しており、いつでもご利用いただけます。

Q7. 12 労働保険、失業保険、健康保険の保険料はどのように負担されるのか。

Ans 台湾の国民健康保険法、労働保険条例及び就業サービス法などの規定に基づいて負担されます。

Q7. 13 外国人従業員に人数制限があるか。就業ビザは容易に取得できるか。

Ans 外国人従業員に対する人数の制限はありません。また、就業ビザの申請手続きも簡易なものとなっています。

Q7. 14 入居企業で労資紛争が起きた場合、政府または園区管理局にその解決を協力してもらえるか。

Ans 管理局には労働関連業務及び労働問題の処理を専門に扱う労資科が設けられています。また、園区内の同業組合に問題解決の協力を依頼することもできます。

Q7. 15 園区内では労働組合を組織する義務があるか。



Ans 園区には台湾サイエンスパーク科学工業組合がありますが、入居企業に強制的に労働組合を組織することはしません。

Q7. 16 園区内では、外国人労働者(外労)の雇用に関する特別な規定または外国人労働者の人数の割合に対する特別な制限があるか。

Ans 外国人労働者の雇用に関して、サイエンスパーク内のみ適用される規定や制限はありません。外国人労働者の雇用に関しては、労働部労働力発展署(02-89956000)または労働力発展署の直接雇用連合サービスセンター(02-66310811)までお問い合わせください。

Q7. 17 園区内で働く従業員の子が南科国際実験高等学校への入学を申請する場合の申請方法は？

Ans 南科国際実験高等学校には高等部、中等部、初等部、バイリンガル部があり、入学資格及び入学申し込みは「南科實中」のホームページから、それぞれ以下にお問い合わせできます。
 高等部、中等部：「南科實中」→中學部→招生資訊→招生專區
 小学部：「南科實中」→小學部→招生專區
 バイリンガル部：「南科實中」→Bilingual Department →Admission

Q7. 18 園区内の宿舍への申し込み方法は？

Ans 申請方法(台南及び高雄園区)
 1. ネット上の「廠商E網通系統」を通して申請(会社を通じた申請のみ可)
 2. 宿舍及び家電機器の賃借等はネットでの申請となります。希望する場合は所属の会社を通して、本管理局のホームページにある「e化作業」の「廠商專區」から申請してください。
 3. 「廠商E網通系統」のユーザー名とパスワードの申請、及びログイン等に関してご質問がある場合は、本管理局の担当部署(資訊服務台)まで電話でお尋ねください。(電話番号：06-505-1001 内線5566)

8. 環境、安全性、衛生面、消防

Q8. 1 大気汚染、騒音、異臭、排水基準、溶剤排出等に関してどのような規定があるか。

Ans 大気汚染に関しては台湾のばい煙排出基準に基づき、排出量は環境アセスメントの総量規制に従います。騒音及び異臭に関しては、環境保護署の定めた国家基準に従い、排水に関しては園区の汚水排出基準に従います。(必要な場合は、汚水排出基準を満たすレベルまで各企業で産業廃水の前処理を行ってから、園区の下水道に排出していただきます。)

Q8. 2 入居企業は個別に環境アセスメントの手続きを行う必要があるか。

Ans サイエンスパークは既に環境アセスメントに合格しており、園区内総量規制を実施しています。各企業には投資申請または工場建設に際して汚染防止計画書の提出が義務づけられており、個別に審査が行われます。当園区における環境アセスメントの対象業種であり、かつ工場排出量が当園区の総量規制を満たす企業は個別に環境アセスメントを行う必要はありません。

Q8. 3 環境アセスメントを管轄する機関はどこか。

Ans 環境保護署が審査を担当します。

Q8. 4 工場用地の土地が汚染されていないことはどのように

証明するか。

Ans 土壌サンプルの採取検査を登録検査業者に委託して汚染の有無を判断します。

Q8. 5 工場から排出される産業廃棄物の処理方法は？処理業者に委託する場合、その費用はいくらか。

Ans 台南園区では、廃棄物処理を行うために基地内に設けられた資源再生センターをご利用いただけます。それ以外に認定を受けた廃棄物処理業者に委託することも可能で、その際には処理委託する廃棄物の種類や数量によって費用が計算されます。

Q8. 6 園区内の工場での化学物質及び危険物の使用にはどのような基準が適用されるか。

Ans 職業安全衛生法及び消防法の関連基準に従います。

Q8. 7 工場内で働く技術者、例：電気技師、ボイラー技師、フォークリフト運転技能者、安全衛生管理者、化学物質取扱責任者、設備保全技師などにはどのような資格、または免許が必要か。

Ans これらの業務は資格または免許所持者が従事しなければなりません。労働安全衛生関連の資格や免許に関しては、労働者安全衛生教育訓練規則をご参照ください。

Q8. 8 園区内にはどのような緑化基準が設けられているか。

Ans 1. 事業専用区域の敷地が道路に面している場合は、規定に応じて道路から6m、8m、10m後退し、敷地が道路に面していない場合は4m後退することになっています。後退用地には植栽による緑化措置を講じ、周囲の景観に調和させるようにします。その他、土地利用については台南及び高雄特定区計画(サイエンスパーク)、(土地使用分区及び都市設計管制要点)をご参照ください。
 2. 事業専用区の緑化面積は敷地総面積の25%以上とします。その他、土地利用については台南及び高雄特定区計画(サイエンスパーク)、(土地使用分区及び都市設計管制要点)をご参照ください。

Q8. 9 園区内の事務所、食堂、厨房等の消防基準及び管轄消防機関は？入居企業はどの機関に消防関係手続きの申請をするか。

Ans 消防基準は消防法の規定に従います。管轄消防機関及び消防関係手続きの申請機関は、台南園區では台南市政府消防局、高雄園區では高雄市政府消防局となっています。

Q8.10 園区内工場の二酸化炭素排出、廃棄物処理など環境保全に関してどのような規定があるか。

Ans 1.現在のところ、環境保護署では二酸化炭素に関する規定を設けていません。
2.廃棄物処理に関しては、廃棄物処理法関連の規定のほか、園区内環境アセスメント基準に従っていただきます。(以下、要点のみ)

(1)台南園區：A. 園区事業運営期間中は、廃棄物は原則として園区内で処理する。B. 資源回収または再利用が可能な廃棄物は、園区外の再生資源回収業者に引き渡す。C. 園区内での処理に適さない廃棄物は、園区外の認定を受けた再生資源回収事業者または廃棄物処理業者に引き渡す。D. 園区の第二焼却炉が完成するまでは、処理能力に余裕のある公営または民営の清掃工場、当該業種を管轄する主管部局の指導のもとに設置された処理施設、またはその他の許可を受けたゴミ処理施設を利用して園区内の一般廃棄物及び一般産業廃棄物を処理する。

(2)高雄園區：園区の廃棄物処理施設が運転を開始するまでは、一般廃棄物及び一般産業廃棄物は台中市烏日、台南市永康、高雄市岡山、仁武、屏東県崁頂のゴミ資源回収施設(焼却炉)で処理する。有害産業廃棄物については、本洲工業区廃棄物処理センター、經濟部工業局の指導のもとに設置された北区、中区及び南区の事業廃棄物総合処理センターで処理する。その他の焼却処理に適さない廃棄物に関しては、処理能力に余裕のある許可を受けたゴミ埋立地に運んで処理する。再利用が可能な廃棄物は「廃棄物処理法」及び「資源回収再利用法」の関連規定に従い、園区外の許可を受けた処理業者に引き渡し、回収または再利用の処理を行う。

Q9.1 園区内の税率は何%か。

Ans 営利事業所得税率が17%となっています。

Q9.2 園区内の関税、営業税及び貨物税(物品税)について知りたい。

Ans サイエンスパークは保税地域となっていて、入居企業が自社利用目的の機械、設備、原材料、燃料、資材及び半製品を輸入する際、輸入税、貨物(物品)税、営業税は免除され、さらに免税手続きや担保、記帳、還付手続きも不要となります。また、入居事業が製品あるいは労務サービスを輸出する場合、営業税率は0%とし、貨物(物品)税も免除となります。関連規定については、科学工業園区設置管理条例第20条をご参照ください。

Q9.3 園区内で課される「房屋税」とはどのようなものか。

Ans 房屋税とは、土地の上にある家屋及び家屋の使用価値増加に帰する建築物を対象に課される財産税の一種で、徴収期間は毎年5月1日から5月31日までとなっています。房屋税の納税義務者は原則として家屋の所有者となるため、園区内の公共建築物(貸工場や宿舍などを含む)の房屋税は管理局が負担し、入居企業の自家建設工場や宿舍などは企業の負担となります。房屋税の算出方法は以下の通りとなります。

1. 居住用家屋：家屋の評価額×1.2%
2. 営業用建物：建物の評価額×3%
3. 非居住用、非営業用建物：建物の評価額×2%

房屋税の免除、優遇徴収の規定については、台南市または高雄市政府の税務署までお問い合わせください。

Q9.4 入居企業が海外から設備を輸入する場合の関税はいくらか。

Ans 入居企業が自社利用目的で機械、設備を園区内に輸入する場合、関税は免除されます。

Q9.5 入居企業は輸入した設備の全てあるいは一部を販売できるか。

Ans できます。ただし、輸入から5年以内に保税地域外に輸出する場合は、輸入品目ごとの規定に従って関税、貨物(物品)税、営業税を納めなければなりません。

附録



9. 通関手続きに関して

附録：標準工場(貸工場)及び自家建設工場に関する詳細

一. 標準工場

台南園區					
	創新一、二号館 (第一期)	創新三号館(第二期)	創新四、五、六号館 (第三期)	バイオテック標準工場 (第四期)	創新七、八、九号館 (第五期)
所在地 (台南市新市区)	南科三路1号~15号	南科三路17号~27号	環東路一段31巷2号~30号	南科二路5号~15号	創業路2号~30号
共用施設	トイレ、給湯室、消防システム、9人乗りエレベーター(600キ口)、荷物用エレベーター(1,500キ口)	トイレ、給湯室、消防システム、17人乗りエレベーター(1,150キ口)、荷物用エレベーター(2,000キ口)	トイレ、給湯室、消防システム、17人乗りエレベーター(1,150キ口)、荷物用エレベーター(2,000キ口)	トイレ、給湯室、消防システム、10人乗りエレベーター、荷物用エレベーター(2,000キ口)	トイレ、給湯室、消防システム、油圧式荷卸し台(6トンと11トン)、15人乗りエレベーター(1,000キ口)、荷物用エレベーター(2,000キ口)
天井高 (cm)	450	450	450	695	480
電源周波数	60Hz	60Hz	60Hz	60Hz	60Hz
電圧	三相4線式 220/380V、 T.R 15KVA 110/190V	三相4線式 220/380V、T.R 30KVA 110/190V	三相4線式 220/380V、T.R 30KVA 110/190V	三相4線式 220/380V、T.R 20KVA、T.R 5KVA 110/190V	三相4線式220/380V、 T.R 15KVA 110/190V
給水	水道管直径1.5" 各棟屋上に53.46 m ³ の貯水タンクを2個設置、パイプにて連結。	屋上に18 m ³ の貯水タンクを2個と36m ³ の貯水タンクを1個設置、26ブースと飲食施設に給水。3階、4階、5階それぞれに1HP×2変動式加圧ポンプを設置。	水道管直径1.5" 各棟屋上に18 m ³ の貯水タンクを2個設置、20ブースに給水。3階、4階、5階それぞれに1HP×2変動式加圧ポンプを設置。	水道管直径2" 屋上に61トンの貯水タンクを3個設置、25ブースに給水。	水道管直径1.5" 屋上に17m ³ の貯水タンクを4個設置、地下室に47m ³ の貯水タンクを3個設置。

台南園區					
	創新一、二号館 (第一期)	創新三号館(第二期)	創新四、五、六号館 (第三期)	バイオテック標準工場 (第四期)	創新七、八、九号館 (第五期)
送電容量	(4-1/C 150 E 30) × 2、PEX CABLE (CABLE TRAY) 主開閉器 NFB、3P、400AT/400AF、IC 35KA 送電容量は各使用者の申請に基づく。	送電線直径200mm ² × 4、E-50mm ² 、4" Φ 主開閉器 NFB、3P、200AT/225AF 送電容量は各使用者の申請に基づく。	送電線直径200mm ² × 4、E-50mm ² 、4" Φ 主開閉器 NFB、3P、200AT/225AF 送電容量は各使用者の申請に基づく。	送電線直径250mm ² × 8、E-38mm ² 、4" Φ、増線ケーブル収容施設。主開閉器NFB、3P、500AT/600AF 送電容量は各使用者の申請に基づく。	(4-1/C 150 E 30) × 2、PEX CABLE (CABLE TRAY) 主開閉器 NFB、3P、400AT/400AF、IC 35KA 送電容量は各使用者の申請に基づく。
床耐荷重	屋上及び地下は0.5 t/m ² 、1階から4階までは0.6t/m ²	0.3t/m ² ~0.8t/m ² (階異)	0.3t/m ² ~0.8t/m ² (階異)	1階1000kg/m ² 、他階0.8t/m ²	屋上及地下0.5 t/m ² 、1階5階0.6t/m ²
排水	業廃水は入居企業がそれぞれ排出基準値を満たすまで前処理を行ってから、外部の汚水処理池に排出し、その後まとめて園区内汚水管に流す。	産業廃水は入居企業がそれぞれ排出基準値を満たすまで前処理を行ってから、地下室の汚水処理槽に排出し、その後まとめて園区内汚水管に流す。			産業廃水は入居企業がそれぞれ排出基準値を満たすまで前処理を行ってから、外部の汚水処理池に排出し、その後まとめて園区内汚水管に流す。
注: バイオテック標準工場では、以下の特性を有する製品の製造、及び製造工程での使用は禁じられています。 1. ペニシリン、セファロsporinといった抗生物質などの過敏反応性のある医薬品。 2. ステロイド、細胞毒性抗がん剤などの高薬理活性医薬品または毒性を有する医薬品。 3. 危険レベル: バイオセーフティーレベル2またはそれ以上。					

南部サイエンスパーク 土地・工場の賃料（台南園區）			(単位：NT\$)	
種類		面積 (m ²)	賃料 (月額 (税別))	
基地別	台南園區		各自が選定	
			29.38元/m ²	
標準工場	創新一、二号館 (第一期)	1階	750~770 (室内面積495)	109元/m ²
		2階	753~773 (室内面積495)	104元/m ²
		3階	753~773 (室内面積495)	98元/m ²
		4階	753~773 (室内面積495)	94元/m ²
	創新三号館 (第二期)	1階	831~886 (室内面積455~485)	109元/m ²
		2階	893~919 (室内面積485~499)	104元/m ²
		3階	894~923 (室内面積485~502)	101元/m ²
		4階	894~923 (室内面積485~502)	98元/m ²
		5階	894~923 (室内面積485~502)	94元/m ²
	創新四、五、六号館 (第三期)	1階	791~851 (室内面積455~483)	109元/m ²
		2階	820~835 (室内面積483~492)	104元/m ²
		3階	820~835 (室内面積483~492)	101元/m ²
		4階	820~835 (室内面積483~492)	98元/m ²
	バイオテク標準工場 (第四期)	1階	878~928 (室内面積508~521)	142元/m ²
		2階	795~816 (室内面積508~521)	135元/m ²
		3階	795~816 (室内面積508~521)	131元/m ²
		4階	795~816 (室内面積508~521)	127元/m ²
		5階	705 (室内面積267)	122元/m ²
	創新七、八、九号館 (第五期)	1階	898~946 (室内面積470.76)	109元/m ²
		2階	860~874 (室内面積489.46)	104元/m ²
3階		860~874 (室内面積489.46)	101元/m ²	
4階		860~874 (室内面積489.46)	98元/m ²	
5階		860~874 (室内面積489.46)	94元/m ²	

注: この表は2016年時点のものです。賃賃料は公示された地価及び公共施設建設資金供出額の算定公式に基づいて3年ごとに調整されます。

高雄園區		
	高雄園區第一期標準工場	高雄園區第二期標準工場
所在地 (高雄市、路竹区)	路科五路82号~100号	路科二路55号~69号
共用施設	トイレ、給湯室、消防システム、15人乗リエレベーター (1,000キロ)、荷物用エレベーター (2,000キロ)	トイレ、給湯室、消防システム、14人乗リエレベーター (950キロ、バリアフリー対応)、荷物用エレベーター (2,000キロ)
天井高 (cm)	450 (地上1階~5階部分)	490
電源周波数	60Hz	60Hz
電圧	三相4線式 220/380V、T.R 20KVA、T.R5KVA 110/190V	三相4線式 220/380V、110/190V.T.R50KVA、T.R100KVA
給水	水道管直径 2" 屋上に17.5トンの貯水タンクを2個、27トンの貯水タンクを2個設置、40ブースに給水。	水道管直径: 2~1/2"(1階~3階) 3"(4階~5階) 屋上に45トンの貯水タンクを設置し、各棟のブースに給水。
送電容量	送電線直径 250mm ² ×8、E-38mm ² 、4"Φ、PVCチューブで被覆、主開閉器 NFB、3P、225AT/200AF (工場エリア) 送電容量は各使用者の申請に基づく。	送電線直径200mm ² ×8 (1階~3階)、主開閉器 NFB、3P600AF/600AT (工場エリア) 送電線直径200mm ² ×12 (4階~5階)、主開閉器 NFB、3P800AF/800AT (工場エリア) 送電容量は各使用者の申請に基づく。
床耐荷重	各階800kg/m ²	地下: 500kg/m ² 、1階室内: 1000kg/m ² 、1階屋外 1500kg/m ² 、2階~5階: 800kg/m ² 、屋上: 800kg/m ²
排水	産業廃水は入居企業がそれぞれ排出基準値を満たすまで前処理を行ってから、地下室の汚水処理槽に排出し、その後まとめて園区内汚水管に流す。	

南部サイエンスパーク 土地・工場の賃料（高雄園區）			(単位：NT\$)	
種類	面積 (m ²)	賃料 (月額 (税別))		
基地別	高雄園區	各自が選定	19.18元/m ²	
標準工場	第一期	1階	1111~1182 (室内面積477~507)	106元/m ²
		2階	1050~1117 (室内面積477~507)	101元/m ²
		3階	1050~1117 (室内面積477~507)	98元/m ²
		4階	1050~1117 (室内面積477~507)	95元/m ²
		5階	1050~1117 (室内面積477~507)	91元/m ²
	第二期	1階 1区画あたり	960.38-1069.75 (室内面積497.39-548.12)	120元/m ²
		2階 1区画あたり	987.14-1053.21 (室内面積524.42-548.12)	113元/m ²
		3階 1区画あたり	987.14-1053.21 (室内面積524.42-548.12)	111元/m ²
		4階 1区画あたり	2040.35 (室内面積1072.54)	108元/m ²
		5階 1区画あたり	2040.35 (室内面積1072.54)	103元/m ²

注: この表は2016年時点のものです。賃料は3年ごとに見直され、公示地価および土地内の公共施設の減価を考慮した上で調整されます。

2. 自家建設工場に関する規定

建蔽率、容積率、駐車場の数量、敷地の出入口、道路との間に確保すべき距離及びそれにより生じる空間の緑化、1階フロアの床の高さ、整地、植え込みの数量、標示物、建築材料、色などの土地使用規制および建築物管理に関する事項は「サイエンスパーク土地使用分区管制規定要点」に従うものとする。

1. 台南園區: 建蔽率50%、容積率200%
高雄園區: 建蔽率60%、容積率240%

2. 敷地が道路に面している場合、規定に応じて道路から6m、

8m、10m後退すること。

3. 駐車場の駐車台数は、サイエンスパーク土地使用分区管制規定要点の規定により計算する。
4. 駐車場はアスファルト/コンクリートで全面舗装してはならない。
5. 建築材料としてアスベスト波板や簡易建築用鋼材を使用してはならない。
6. 外見や色が周囲の建築物及び環境と調和していること。
7. 防空避難設備（地下室）は違法な使用をしてはならない。
(防空避難設備管理維持執行要点による)

台南園區全景



高雄園區全景

